

＜「東京慈恵会医科大学 学生総合保障制度」 個人賠償責任保険にご加入の方へ＞

2026 年度「東京慈恵会医科大学 学生総合保障制度」パンフレットについての補足事項

パンフレット内「保険の対象となる方の範囲」の表について、一部に分かりづらい表記となっているとお声を頂戴しましたので、赤字のとおり補足修正をいたしました。

【パンフレット 7 ページ】

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、 救援者費用等、弁護士費用等、トラブル対策費用		個人賠償責任 *2
	本人型		家族型
ご本人*1	○		○
ご本人*1の配偶者	—		○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—		○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—		○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室
TEL 03-3515-4133 (受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時)

(代理店) 慈恵実業
TEL 03-3431-6898 (受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時)